

令和 5 年度第 3 回島根支部評議会議事概要報告

開 催 日	令和 6 年 1 月 1 0 日（水曜日） 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
開 催 場 所	サンラポーむらくも 2 階 祥雲の間
出 席 者	伊中評議員、宇畑評議員、太田評議員、梶谷評議員、古津評議員、丸山評議員、宮本評議員（議長）、村川評議員 （五十音順）
議 題	1. 令和 6 年度保険料率について 2. 令和 6 年度島根支部事業計画及び島根支部保険者機能強化予算について 3. その他
議 事 概 要 （主な意見等）	【議題 1】 令和 6 年度保険料率について 事務局より資料に基づき説明。 《主な意見》 【被保険者代表】 保険料率が下がることは、大変喜ばしいことである。保険料率が 1 0 % を下回った要因は、医療給付費の伸びが抑えられたことやインセンティブ制度の報奨金が得られたことの 2 つと考えて良いのか。 また、それらは、加入者の努力がある程度反映されたものと考えて良いのか。 ＜事務局＞ 2 つの要因に加え、前々年度の島根支部の決算における収支差の精算分も保険料率が下がる要因の一つであったと考えられる。このことは、医療給付費が見込みよりも低かった結果であるので、加入者の方の努力が反映されたものと考えている。 【被保険者代表】 インセンティブ制度で報奨金が得られた要因として、評価指標の一つである「受診勧奨対象者の医療機関受診率」が全国でも上位であったことが大きいと思う。今後もインセンティブ制度が保険料率に与える影響について、加入者へ示していくにあたっては、健診受診者が自ら受診した行動の背景等を分析し、加入者への P R を行っていくことが必要と考える。 ＜事務局＞

都道府県単位保険料率が導入されて初の全国平均を下回るという結果については、医療給付費の伸びが全国と比較して抑えられたことや、健診受診率、ジェネリック医薬品の使用割合等が高いことが影響していることから、加入者の方々の努力がある程度反映されたものであると考えている。

ただし、都道府県単位保険料率は、医療給付費のみならず、年齢構成や総報酬、前々年の精算やインセンティブ制度などを加味して計算され、決定プロセスが少し複雑であるため、料率引き下げのために加入者の方はどうPRすればよいかについては、よく検討して実施していかなければならない。

【被保険者代表】

保険料率が下がることについては、率直に歓迎すべきことであると考えている。ただし、以前から主張しているとおり、保険料率に地域差があること自体には反対の立場である。

医療保険制度は、生きていく上での根幹に関わるものであり、日本全体が互いに支えあう仕組みであるべきものである以上、働いている地域で差があるのは適切ではない。

加入者の立場では、物価上昇に地域差がさほどないにも関わらず、保険料の負担が地域によって違うことは公平とは思えないし、事業主の立場では、毎年度保険料率に変更になると、人件費に係る予算立てが難しくなるという問題が出てくる。

制度自体の見直しを議論する必要性を感じている。

【事業主代表】

平均保険料率の議論の際は、10%に維持することで制度の持続可能性が担保できるということで納得したわけだが、島根支部の料率が9%台に下がるとなると、収入も減ることになり、支出を賄えるかどうか心配だが大丈夫か。

<事務局>

保険料率の計算は、赤字にならない見込みを立てたうえで行っている。ただし、あくまで見込みであるため、結果的に赤字になる場合は、2年後に精算され、保険料率に影響することになる。

【学識経験者】

保険料率が下がることには賛成である。今後は、下がった要因やその仕組みについて、加入者へわかりやすく広報することが必要であると考えている。

【事業主代表】

保険料率が下がることはありがたく、賛成する。

ただし、保険料率が下がることで減る負担は、物価上昇に追いつくほどのものではないので、加入者や事業主に与えるインパクトはそこまで大きいとは思わないの

が正直なところである。

【被保険者代表】

保険料率の引き下げは、ありがたいことである。

しかしながら、昨今の物価上昇からすると、加入者の負担感としては、そのありがたみを実感しにくいと感じている。

保険料率の引き下げで得られる負担の削減もありがたいが、健診費用の負担減や、健診対象年齢の拡大など、健康保険サービスの更なる充実が図られることにも期待をしたいところである。

【事業主代表】

保険料率が下がることについては賛成である。

なお、今回、インセンティブ制度で上位に位置したことからすると、今後の指標の上昇幅は少なくなることが考えられ、今回の引き下げには一喜一憂できない状況ではないかと考えている。

また、インセンティブ制度の一部の指標の取り方が変わったことで、健診受診後に医療機関を受診すべき方がすぐに受診する傾向にあることが分かったわけだが、それにも関わらず、島根支部の医療費は高い状況であるということに整合性がないように感じている。医療費が高くなっている本当の原因を更に分析し、どこに手を打つべきなのかの検討をお願いしたい。

【議題 2】令和 6 年度島根支部事業計画及び島根支部保険者機能強化予算について事務局より資料に基づき説明。

《主な意見》

【被保険者代表】

コラボヘルスの推進について、健康宣言事業所になると、労働力不足の企業にとっては、良い P R になると考えているが、健康宣言事業所であることは世間に公表されているのか。

＜事務局＞

健康宣言された時点で協会けんぽ島根支部のホームページに事業所名を公表している。

【学識経験者】

ワークライフバランス認証制度や子育てサポート企業を認定する制度においては、認証マークを設けているが、健康宣言事業所だということがわかるロゴマークはあるのか。

<事務局>

宣言をしたのみでは、「宣言の証」という書面を交付するのみであるが、宣言後に一定の条件を満たした事業所については、島根支部の場合、ヘルスマネジメント認定制度を設けており、その認定を受けた事業所に対してロゴマークを交付している。

【事業主代表】

医療費分析について、国民健康保険とのデータ共有等を行っているか。それぞれが持っているノウハウで分析はすでに行われているであろうが、データを持ち寄ってまとめて分析した方が更により分析ができると考えているがどうか。

<事務局>

島根県に対し、協会けんぽのデータを渡し、国民健康保険のデータも併せて県全体の問題の分析をお願いしているところである。ただし、この分析の結果は出せていない状況である。

なお、島根県内の医療保険者で構成される「保険者協議会」において、各保険者の持つデータを持ち寄った分析を毎年行っており、協会けんぽと同じような課題が存在していることが分かってきている。

【事業主代表】

継続事業として実施を予定している「労働局と連携した事業者健診結果取得勸奨」とはどういう事業か。

<事務局>

事業者健診とは、労働安全衛生法上、一定の事業者に実施が義務付けられている定期健診のことである。この健診は、特定健診の検査項目を含んでいるため、その結果データを提供いただくことで、協会けんぽの特定健診の受診率を上げることができる。また、結果によっては、協会けんぽの特定保健指導を受けていただくことも出来るため、そのデータ取得に力を注いでいるところである。

ただし、事業者健診は、労働局所管の健診であるため、連名のチラシを作成し、労働局主催の説明会の場等を通じて、事業者の方にデータ提供をお願いしているところである。

【議題 3】 その他

能登半島地震への対応について事務局から説明。

意見等なし

《全体を通した意見等》

【被保険者代表】

マイナンバーカードと健康保険証との一体化について、大変な作業が予想されるが、紐付け作業等、協会けんぽの今後の対応を教えてください。

＜事務局＞

協会けんぽでは、昨年の10月以降、マイナンバーとの紐付けが出来ていない方に対し、事業者の方を通じてマイナンバー提出勧奨を行ってきたところであるが、今後も引き続き、提出が確認できない方に対する勧奨を続けていく予定としている。

健康保険証が廃止となる12月2日以降は、マイナンバーカードを保険証として使用できる状態でない方に対し、「資格確認書」を発行することで、健康保険証の代わりに使用していただくことになっている。また、既に発行済みの健康保険証は、廃止後も1年間は有効とみなす経過措置をとることとしているので、その間に、国や関係団体等と一体となって、スムーズな移行に取り組んで行きたいと考えているので、ご協力をお願いします。

特 記 事 項

- ・傍聴者：山陰中央新報社記者1名
- ・次回開催：令和6年7月予定